

事務局（局長）	只今から平成29年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は37名中36名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、29番 竹林均委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、36番 城本豊子委員並びに37番 上川千代香委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、柚木字須賀外4筆の土地、畑4筆・1，687㎡、樹園地1筆・75㎡に使用収益権の設定をします。内容は、3年間の使用貸借契約となります。</p> <p>権利設定後は、露地野菜及び栗の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、譲受人同じです。</p> <p>菅田町菅田の土地、畑1筆、130㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>3番、長浜町今坊の土地、樹園地1筆・2，123㎡、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事しています。</p> <p>4番、肱川町名荷谷の土地、田3筆・1，306㎡、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、現状のままで果樹（栗）の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>5番、肱川町予子林の土地、畑1筆・3，710㎡、樹園地1筆・344㎡、贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹（栗）の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。</p>

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

8番

1番案件と2番案件は関連ですので、私の方でご説明いたします。議案説明資料1ページ及び2ページをご覧ください。

1番案件は使用貸借を3年間設定するもので、申請地は少彦名(すくなひこな)温泉(おんせん)の付近の畑3筆とそこから南西へ約500mの農地2筆で一部は栗が植栽されておりますが、ほとんどが露地で野菜を作られております。

2番案件は、肱東中学校の北約450mにある譲受人の自宅に隣接する畑を売買で所有権移転するものです。

どちらも良好に管理されています。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま

す。以上、2件のご審議をよろしく願います。

議長（会長）

続きまして、3番。

19番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件は売買による所有権移転になります。

申請地は、今坊公民館の南東に約350メートルにある山あいの畑です。

以前は、みかんが植栽されていましたが、所有権移転後はキウイの栽培を始めるとのことです。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま

す。ご審議の程よろしく願います。

議長（会長）

続きまして、4番。

27番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

4番案件も売買による所有権移転になります。

申請地は、元の正山小学校から南西に約800mにある田3筆になりますが、現在は休耕されております。所有権移転後は栗を植栽される予定になっています。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載の

	<p>とおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状のままで栗を植栽される予定であることから、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、5番。</p>
28番	<p>5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、元の予子林小学校の西約150mある樹園地1筆と、西に約600mの山あいにある畑1筆で、贈与による所有権移転になります。譲受人は、松山市に在住しておりますが、予子林地区に実家があり、また譲受人の夫の退職を期に本格的に農業を行いたいとの意向で今回の申請にいたっております。</p> <p>譲受人は、年間を通して必要な期間、農業に従事することになっており、現在所有している農地も良好に管理していることから、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （主査兼農地係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の6ページから14ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、新谷の土地1筆です。</p> <p>申請地は、新谷地区の中心部であり、交通の便利が大変良く、また、日常生活用品も容易に揃い、学校・病院等の公共施設も充実していることから、需要が見込める場所であるため、経営を行う目的で賃貸共同住宅を建築するものです。</p> <p>申請地は、市内中心部から北東に約6.6kmのところを位置し、付近</p>

	<p>には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料6ページをご確認いただけたらと思います。</p> <p>2番、河辺町川上の土地1筆です。</p> <p>現在、申請人は大洲市内に居住しており、申請地は山間部にあるため、農地として、管理することが困難となり、また、他に耕作を希望する者もないことから杉を植林するものです。</p> <p>農地区分につきましては、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>なお、平成23年頃に杉を植林されており、このことにつきましては、是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料11ページをご確認いただけたらと思います。</p> <p>以上、2件です。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
<p>15番</p>	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>先程、事務局より説明がありましたように、説明資料の6ページから10ページを参考にして頂くと分かりますように、ちょうど8ページに記載されています帝京第3グラウンドの斜め前に位置する農地でございます。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第金融機関からの融資にて着工することであり、問題ないと思われます。</p> <p>第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の南側と東側の一部に、水路を挟んで、農地がありますが、農地所有者からの同意は得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>続きまして、2番。</p>
<p>事務局 (主査兼農地係)</p>	<p>失礼いたします。2番案件についてですが、竹林委員さんに、現地調査をしていただき、本日ご報告頂く予定でございましたが、風邪をひかれまして体調が悪いとのことで欠席させていただきたいとのご連絡がございました。ご報告の原稿をお預かりしておりますので、代読させていただきます。</p> <p>それでは、2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の11ページから14ページをお開きください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林</p>

	<p>を目的とされており、問題ないと考えます。</p> <p>次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局より説明がありましたように、すでに、植林をされており、この件につきましては、本人も始末書を提出し、大変反省をされており。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は山林で囲まれておりますし、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えます。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の15ページから18ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町菅田の土地、2筆、795㎡の案件は、当社は、本店のある中村工場と申請地隣接の菅田工場にて事業を行っているが、中村工場が手狭で不便であることから、商品出荷工場を移設するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。</p> <p>以上、1件でございます。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
8番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の15ページから18ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、16・17ページの位置図のとおり、既存事業地を挟んで</p>

肱東中学校の東に位置する農地です。
 まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。
 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。
 また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の北側に農地がありますが、同意は得てあるとのことですから、特に問題ないものと思われます。
 よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

議長（会長） 只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第42号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。
 議案第42号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
 議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の19ページから21ページまでを併せてご覧ください。
 1番、肱川町名荷谷の土地、1,573㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。
 申し出によりますと、申請地は昭和60年頃に植林しており、30年以上が経過し、復旧が著しく困難となったとのことでございます。
 以上1件、2筆、1,573㎡でございます。
 ご審議の程お願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
 議案説明資料の19ページから21ページを参考にしてください。
 申請地は21ページの位置図のように旧正山小学校から北に約750mの嘉城地区に存する農地です。
 申請によりますと、申請地は、昭和60年頃に植林したもので30年以上が経過し、復旧が著しく困難との申し出です。
 申請地は現地調査による樹木の生育状況から植林後少なくとも20年

	<p>以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>（質疑なし）</p>
議 長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第43「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。</p> <p>議案書の5ページからをご覧ください。</p> <p>1番及び2番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>3番から6番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>7番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>8番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>9番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。</p> <p>10番 引き続き、野菜を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>11番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>12番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>13番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>14番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>15番 新たに農地を借り受けて野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>16番 引き続き、花木を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>17番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>18番 引き続き、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定し</p>

ようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数は、18件・34筆、利用権設定総面積は、47,928㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませぬか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。
